

==== 公布された規則のあらまし ====

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

現在、各保健所において実施している肝炎ウイルス検査を平成20年1月から無料化し、県民が肝炎ウイルス検査を受け易い体制を整える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正

ア 肝炎ウイルス検査の事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等について免除する。

イ 保健所において現在行っていない歯科診療及び成人病検診に係る使用料等の免除に関する規定を削る。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

保健所における使用料等の減額又は免除の事務処理権限を保健所長の委任決裁とする。

(3) 施行期日は、平成20年1月1日とする。